

# 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年6月30日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

## 民間航空庁（CSSA）告知（6月29日付）

- 6月30日23:59で民間航空庁(CSSA)告知（5月16日付）の国際航空機着陸制限が失効するため、29日付でCSSAは新たな告知を公布しました。
- 内容は、(1)7月1日00:01以降に着陸を許可する国際旅客機の区分、(2)国際航空機でタイ入国を許可する乗客の区分、(3)入国の条件になります。
- (1) 7月1日00:01以降に着陸を許可する国際旅客機は下記6区分となります。
  - ①政府または軍用航空機(State or Military aircraft)
  - ②緊急着陸(Emergency landing)
  - ③乗客の降機を伴わないテクニカルランディング(Technical landing)
  - ④人道目的、医療目的の着陸またはCOVID-19の影響を受ける人々に対する支援物資輸送機の着陸(Humanitarian aid, medical and relief flights)
  - ⑤タイへ帰国する者、タイの居所へ戻ることを許可された者を乗せた航空機の着陸(Repatriation)
  - ⑥貨物機の着陸(Cargo aircraft)

## 民間航空庁（CSSA）告知（6/29付）（続）

- (2)国際航空機でタイ入国を許可する乗客は下記11区分になります。
  - ①タイ国籍者
  - ②首相または緊急事態解決の責任者が許可または必要のためタイへの入国を招待した例外的な者
  - ③タイ国籍者を有する者の配偶者、父母または子女で外国籍の者
  - ④タイ国籍を有していないがタイ国内に居住する、または居住することを許可された者
  - ⑤就労許可証または法律に従いタイで就労を許可された者及びその配偶者及び子女
  - ⑥必要な貨物を輸送する者。ただし、業務が終了次第、直ちに出国すること。
  - ⑦業務遂行のため入国する必要があり、明確な出国予定時刻を有する航空機の管理者または航空機の乗員。
  - ⑧タイ国籍を有していないタイ国内の教育機関の生徒・学生及びこれらの父母または保護者
  - ⑨タイ国籍を有していないがタイ国内の病院で治療を受ける必要のある者とその付き添い者。ただし、COVID-19の治療のための入国ではないこと。
  - ⑩外交団、領事団、国際機関の所属者または外国政府・国際機関の代理人でタイ国内で業務遂行するために入国する者、またその他国際機関所属でタイ外務省が必要と許可した者。また配偶者、父母、子女も含める。
  - ⑪タイ国籍を有していないが外国とのSpecial Arrangementに従いタイ国内への入国が許可された者

## 民間航空庁（CSSA）告知（6/29付）（続）

- (3)入国管理、疾病管理、空運及び緊急事態時の行政に関する法律に基づく権限者が、疾病管理及び入国者数を制限する目的で、行政官が検査及び検疫を可能にするために設ける入国の条件、基準に従う必要がある。

### 【弊社コメント】

- 本告知は6月29日にCCSAで承認を受けたタイ入国を認める者の区分（6グループ）に対応したものです。
- CCSAでの発表では外国人は救援機または貨物機で入国が必要ということでしたが、7月1日以降も国際間の一般的な商業運航は認められないため、(1)の⑤、⑥に該当するフライトでの入国が必要となります。なお現在、日本からの通常の運航も座席に貨物を置いて輸送専用として運航している場合があるため、不定期の救援機以外でも搭乗の可能性は高いと思われます。
- 外国人入国に必要な書類等詳細が発表され次第、追ってご案内いたします。